



要介護認定の手続き

介護保険のサービスを利用するためには、まず要介護認定を受けましょう。要介護認定とは、どれくらいの介護サービスが必要かなどを判断するための審査です。

① 認定申請

お住まいの市町の介護保険担当の窓口で「要介護認定」の申請をします。申請は、本人のほか家族でもできます。



《申請に必要なもの》

- ◆ 要介護・要支援 認定申請書
- ◆ 介護保険被保険者証
- ◆ 主治医意見書
- ◆ 第2号被保険者(40歳～64歳の方)は健康保険者証

- * 本人や家族が申請に行くことが出来ないときには、次のところに代行してもらうことができます。(更新申請・区分変更申請も含む)
- ・ 地域包括支援センター・居宅介護支援事業者
- ・ 介護保険施設
- ・ 成年後見人 など

② 要介護認定

申請をすると、訪問調査や審査・判定が行われ、介護や支援が必要な度合い(要介護度)が決まります。



■ 訪問調査

調査員(介護保険事務所職員等)が自宅や施設等を訪問して、心身の状態や日中の生活、家族・居住環境などについて本人や家族等から、聞き取り調査を行います。



■ 一次判定

訪問調査の結果や主治医の意見書をコンピュータ入力し、一次判定を行います。



■ 二次判定

一次判定や主治医の意見書などをもとに、保健、医療、福祉の専門家による介護認定審査会で審査します。

③ 結果の通知

通知は申請から原則30日以内に届きます。介護保険のサービスを利用する場合は、要介護度に応じて、利用限度額が決められています。

判定された要介護状態区分に基づき、各種サービスが利用できます。

要介護1～5
▼
介護が必要な人

要支援1・2
▼
予防的な対策が必要な人

非該当

介護保険料納付日のお知らせ(7期分)

12月の保険料の納付日は次のとおりです。お忘れのないようにお願いします。なお、口座振替の方は残高不足にならないようご注意ください。

- ◇ 納付書払いの納期限 12月26日(金)
- ◇ 口座振替の口座引落日 12月26日(金)

☎ 杵藤地区広域市町村圏組合
介護保険事務所

☎ 0954-69-8222

(市外局番からダイヤルしてください。)

武雄市 暮らし部 健康課

☎ 23-9135

○ 介護保険事務所のホームページ

<http://www.kitou-web.jp/kaigo/>



担当: 渡邊

【有料広告】



地域密着型 小規模多機能型居宅介護 にわきの里

武雄市西川登町大字神六20116番地1 (西川登公民館横)

顔なじみの人たちと笑顔でいきいきゆったりと

①「通い」サービスを中心に「泊り」「訪問」のサービスを提供できます。

②小規模ならではの家庭的な雰囲気の中でなじみのスタッフより援助させていただきます。

随時見学等受け付けております。ご希望の方はお気軽にご連絡ください。詳細については

ご利用者募集中

にわきの里 TEL0954-20-6027 担当 百武、井手まで